# 入　札　説　明　書　類

件名：B-hCD40 マウスを用いた MC38 皮下担がんモデルにおける抗 CD40 抗体薬効評価試験業務一式

令和 8 年 10 月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

②仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

③契約書(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

①　～③：応札にあっては、内容を熟知すること。

④質疑書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

⑤ご担当者連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

④～⑤：期限(令和８年１０月３０日)までにメールにて提出すること。
また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類・・・・・・・・・・・１部

⑦誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２種

⑧保険料納付に係る申立書・・・・・・・・・・・・１部

⑥～⑧：期限(令和８年１１月１７日)までに提出すること。

⑨適合証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

⑨：期限（令和８年１１月１０日）までに提出すること。

⑩入札書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

⑩：１回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。
また、提出期限(令和８年１１月１８日)を厳守すること。

⑪入札書等記載要領・・・・・・・・・・・・・・・１部

⑫入札辞退届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

⑫：応札しない場合、令和８年１１月１８日までに提出すること。

⑬委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

⑭年間委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１部

⑬～⑭：内容を熟知し、該当する場合は、
開札当日(令和８年１１月１９日)、開札会場へ持参すること。

# 入 札 説 明 書

「B-hCD40 マウスを用いた MC38 皮下担がんモデルにおける抗 CD40 抗体薬効評価試験業務一式」にかかわる入札公告 （令和８年１０月２３日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（平成１７規程第７号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（平成１７要領第８号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所　理事長　中村　祐輔

２　委託業務内容

（１）契 約 件 名　B-hCD40 マウスを用いた MC38 皮下担がんモデルにおける抗 CD40 抗体薬効評価試験業務一式

（２）仕　様　等　詳細は別添「仕様書」のとおり。

（３）契 約 期 間　自：契約締結日　至：令和９年３月１６日

（４）納 入 場 所　大阪府茨木市彩都あさぎ７丁目６番８号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

（５）入 札 方 法

入札金額については総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を記載すること。

（６）入札保証金及び契約保証金　　全額免除

３　競争参加資格

（１）契約事務取扱要領第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。

（２）令和７・８・９年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のＡ～Ｄのいずれかの等級に格付けされている者であること。

（３）当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。

（４）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（５）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（６）その他契約事務取扱要領第３条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。

（７）公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成２１年１２月２５日閣議決定）の内容について問題がない者であること。

（８）暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。

（９）法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

(10)「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号）を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。

(11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険　②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）　③船員保険　④国民年金　⑤労働者災害補償保険　⑥雇用保険
注）　各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
(12) 仕様書上の受託要件を満たしていること。

４　提出書類等
（１）質疑書・ご担当者連絡先
令和８年１０月３０日（火）１７時００分**まで**に**メールにて**提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。
提出先ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：　keiyaku@nibn.go.jp
（２）競争参加資格確認書類等
この一般競争に参加を希望する者は、以下の書類等をそれぞれ提出期限までに下記５（１）の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
（イ）適合証明書
令和８年１１月１０日（火）１７時００分まで
（ロ）本入札説明書３の競争参加資格を有することを証明する書類等（※）
令和８年１１月１７日（火）１７時００分までに下記５（１）の場所に提出しなければならない。
（※）とは下記の書類である。
①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
②会社概要
③公益法人については、３（７）を証明する書類
④誓約書（３（３）の誓約書及び３（８）の誓約書）
⑤保険料納付に係る申立書（３（11）の申立書）
（３）入札書
提出期限は令和８年１１月１８日（水）１７時００分　**（郵送の場合も同様）**
詳細は下記５を参照。
（４）入札辞退届
応札しない場合、**開札前日**（令和８年１１月１８日）までに提出すること。
（５）委任状・年間委任状
該当する場合は、**開札当日**（令和８年１１月１９日）**に開札会場へ持参**すること。

５　入札書等の提出場所等
（１）入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒５６７－００８５
大阪府茨木市あさぎ７丁目６番８号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所　総務部会計課契約係
電話０７２－６４１－９８６０
（２）入札書等の提出方法
①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年１１月１９日開札　B-hCD40マウスを用いたMC38皮下担がんモデルにおける抗CD40抗体薬効評価試験業務一式入札書

在中」と記載しなければならない。
②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし表封筒に「令和８年１１月１９日開札　B-hCD40 マウスを用いた MC38 皮下担がんモデルにおける抗 CD40 抗体薬効評価試験業務一式入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記５の（１）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
④入札書の日付は、提出日を記入すること。

（３）入札の無効
次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。
①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
②入札条件に違反した者
③入札者に求められる義務を履行しなかった者
④入札書の金額が訂正してある場合
⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

（４）入札の延期等
入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

（５）代理人による入札
①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
②入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

６　開札及び落札後の手続

（１）開札の日時及び場所
令和８年１１月１９日（木）１０時００分
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所　第二会議室

（２）開札
①開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

（３）落札者の決定方法
①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
②会計規程第４１条及び契約事務取扱要領第１６条１項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。

④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

（４）落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

（５）契約書の作成

①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

# B-hCD40 マウスを用いた MC38 皮下担がんモデルにおける
# 抗 CD40 抗体薬効評価試験業務一式　仕様書

## 1. 件名

B-hCD40 マウスを用いた MC38 皮下担がんモデルにおける抗 CD40 抗体薬効評価試験業務一式

## 2. 目的

ヒト CD40 を発現する B-hCD40 マウスに MC38 細胞を皮下移植した担がんモデルを用い、当所が提供する抗 CD40 抗体の in vivo 抗腫瘍効果を、予備試験及び本試験により評価する。

## 3. 試験内容及び数量

B-hCD40 マウスを用いた MC38 皮下担がんモデルにより、以下の業務を一連の試験として実施する。

| 試験内容 | 数量 | 備考 |
|---|---|---|
| 予備試験：当所が提供する被験抗体３種の薬効評価 | １　式 | ５群×３匹。被験抗体３群、陽性対照・陰性対照各１群 |
| 本試験：予備試験結果に基づく、当所が提供する被験抗体５種の薬効評価 | １　式 | ６群×５匹。被験抗体５群、陰性対照１群 |

## 4. 提供物

医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「当所」という。）は、試験実施に必要な以下の被験物質を受託者又は試験実施担当業者へ提供する。

① 予備試験用被験抗体 3 種

② 本試験用被験抗体 5 種

※本試験に使用する被験抗体の投与量は、予備試験の結果に基づき、本試験の初回投与前までに当所が決定する。

※陽性対照として使用する Selicreluimab 及び陰性対照して使用する Vehicle は試験実施担当業者が準備する。被験物質の必要量、濃度、保存条件及び輸送条件は試験開始前に双方で確認する。

## 5. 業務内容

予備試験及び本試験を一連の試験として以下の項目①～⑫を実施する。

① 予備試験用として B-hCD40 マウス 25 匹を準備し、7 日間以上馴化する。

② MC38 細胞（$5\times10^5$個/マウス）を 0.1 mL の PBS に懸濁し B-hCD40 マウスの右前脇腹に皮下接種する。

③　腫瘍体積が平均約 100 mm³に達した時点で、腫瘍体積及び体重等を考慮して 15 匹を選定し、5 群×3 匹に群分けする。

④　予備試験の群構成は、当所が提供する被験抗体 3 群、陽性対照 1 群及び陰性対照 1 群とする。陽性対照及び陰性対照は試験実施者が準備する。

⑤　被験物質は腹腔内に週 2 回、計 6 回投与する。

⑥　予備試験期間中、腫瘍体積及び体重を原則として週 2 回測定し、一般状態を観察・記録する。

⑦　予備試験期間中の腫瘍体積、体重及び一般状態に関する中間データを、当所の求めに応じて共有する。

⑧　予備試験の投与開始後 21 日目の試験終了時点において、本試験の投与量決定に必要な個体別データを速やかに当所へ共有する。

※当所は、予備試験の結果に基づき、本試験に使用する被験抗体の投与量を本試験の初回投与前までに決定する。

⑨　本試験用として B-hCD40 マウス 48 匹を準備して MC38 細胞を皮下接種し、腫瘍体積が平均約 100 mm³に達した時点で、腫瘍体積及び体重等を考慮して 30 匹を選定し、6 群×5 匹に群分けする。

⑩　本試験の群構成は、当所が提供する被験抗体 5 群及び陰性対照 1 群とする。陰性対照は試験実施者が準備する。

⑪　本試験は、当所が決定した被験抗体の投与量に従って実施し、腫瘍体積、体重及び一般状態を予備試験と同様に測定・観察する。各試験において Humane Endpoint に達した動物については、Study Protocol に従って適切に処置し、その内容を記録する。

⑫　予備試験及び本試験のデータを取りまとめ、必要な統計解析を行い、両試験の結果をまとめた英文最終試験報告書 1 通を作成し当所へ納品する。

## 6.　納入物

予備試験及び本試験の結果をまとめた英文最終試験報告書　1 通

## 7.　納入場所

大阪府茨木市彩都あさぎ７－６－８
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

## 8.　納入期限

令和 9 年 3 月 16 日

## 9.　試験の受託条件

(1)　ヒト CD40 を発現する遺伝子改変マウスを安定的に供給し、当該マウスを用いた in vivo 薬効評価試験を実施可能であること。

(2)　ヒト CD40 遺伝子改変マウスを用いた MC38 皮下担がんモデルにおいて、抗ヒト CD40 アゴニスト抗体の in vivo 薬効評価実績を有すること。

(3)　本試験系における陽性対照として、Selicrelumab 又は同等の抗ヒト CD40 アゴニスト抗体を用いた評価実績を有し、陽性対照抗体を準備可能であること。

(4)　予備試験及び本試験を同一の試験実施体制の下で一連の試験として実施し、予備試験結果を本試験の投与条件へ反映できること。

(5)　予備試験の結果を踏まえて本試験を開始し、両試験の結果をまとめた英文最終試験報告書を提出できる体制を有すること。

## 10. 守秘義務

受託者及び試験実施担当業者は、本業務上、当所より開示又は提供された被験物質及びこれに付随する情報（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、以下の要件を遵守する。

(1)　本業務で知り得た秘密情報を、法令上又は本業務の実施上必要な場合を除き、第三者に開示しないこと。

(2)　本業務で知り得た秘密情報を、本業務の目的以外で使用しないこと。

(3)　代理店が受託者となる場合、試験実施に必要な範囲で試験実施担当業者にのみ秘密情報を開示し、当該試験実施担当業者に本条の要件を遵守させること。

## 11. その他

(1)　被験物質の輸送、対照物質の準備、試験実施、データ解析及び英文最終試験報告書の作成に必要な費用は、入札金額に含むものとする。

(2) 本仕様に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに当所と連絡を取り、双方協議の上取り決めること。

(3)　提供された被験物質の残余分については、廃棄すること。当所から提出を求められた場合は、廃棄記録を提出すること。

# 契　約　書

１．件　　名　　B-hCD40 マウスを用いた MC38 皮下担がんモデルにおける抗 CD40 抗体薬効評価試験業務一式

２．納 入 場 所　　大阪府茨木市彩都あさぎ７―６―８
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

３．納 入 期 限　　令和９年３月１６日

４．契 約 金 額　　金　円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　金　円）

５．契約保証金　　全　額　免　除

上記について、契約担当役　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所　理事長　中村　祐輔（以下「甲」という。）と、【受注者】（以下「乙」という。）とは、次の条項により請負契約を締結する。

（信義誠実の原則）
第１条　甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（総則）
第２条　乙は、別添仕様書に基づき、頭書の請負金額をもって、頭書の期間中に業務を完全に履行しなければならない。

（再委託）
第３条　乙は、本業務を自ら実施するものとし、甲の事前の書面による同意なくして、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
２　乙は、再委託する場合には、様式１により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が５０万円未満の場合は、この限りではない。
３　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
４　乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）
第４条　乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第２項ただし書に該当する場合を

除き、様式２の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第５条　乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙１の履行体制図を甲に提出しなければならない。

２　乙は、別紙１の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式３により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

一　受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

二　事業参加者の住所の変更のみの場合。

三　契約金額の変更のみの場合。

３　前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（特許権等の使用）

第６条　乙は、業務の遂行に特許権等、第三者の権利の対象となっている施行方法を使用する場合には、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（関係諸法令の遵守）

第７条　乙は、関係諸法令及び甲の各種規程等を遵守し、その一切の責任を負わなければならない。

２　乙は、労働災害の発生に対して、その一切の責任をもたなければならない。

（貸与品、支給品の管理）

第８条　乙は、貸与又は支給された物品等を善良なる管理者の注意をもって管理し、また使用しなければならない。

（管理物件に対する決定権）

第９条　当該業務の遂行上生じる管理物件の消耗破損及び故障の修理は適宜乙がこれを行う。ただし、管理物件の保存、基本修理、施設の取り替え又は新設については、甲がその修理を決定するものとする。

（損害予防措置等）

第１０条　乙は、業務の実施にあたり、医薬基盤・健康・栄養研究所及び第三者に危害等を与えないよう、未然に防止するための措置をとらなければならない。

２　緊急時の対応として、業務中に事故が発生し、又は発生の恐れがあるときは、直ちにこれを防止するための必要な措置をとるとともに早急に甲に連絡し、指示を受けるものとする。

（一般的損害）
第１１条　業務履行に関して生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

（甲の所有物の損害）
第１２条　業務履行中又は業務履行外に甲が所有し、若しくは占有する建物及び物件を損傷した場合は、乙はこれを原状に復し、又は、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

（第三者への責任）
第１３条　乙は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときはその賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

（検査）
第１４条　甲は、乙が行う業務について、甲の任命する職員に検査を実施させることができる。
２　乙は、前項の検査に合格しないときは、職員の指示するところにより遅滞なく処置しなければならない。

（請負代金の支払）
第１５条　乙は、検査に合格した場合は、所定の手続により請負代金を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の規定により適法な支払請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から起算して３０日以内に支払わなければならない。
３　前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、甲がその理由を明示してこれを乙に返付し、是正を求めたときは、返付の日から是正された支払請求書を受理した日までの期間は前項の期間に算入しない。

（支払遅延利息）
第１６条　甲は、自己の責に帰するべき事由により前条の期限内に代金を支払わない場合には、乙に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条の規定により計算した額の延滞利息を支払うものとする。

（甲の解除権）
第１７条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
一　正当な理由なしに仕様書に定める業務を実施せず、又は実施する意思がないと認めたとき。
二　乙又はその使用人が甲の行う検査に際し不正な行為を行ったとき。
三　前各号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により、契約の目的を達成できないと認められるとき。
２　甲は、履行することができないと認めたときは、直ちに契約を解除することができる。

（乙の解除権）
第１８条　乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。
一　第１７条の規定により業務内容を変更したため、頭書の請負金額が３分の２以上減少したとき。
二　その他正当な理由で、かつ、甲がそれを認めたとき。
２　乙は、契約の解除をするときは、その２カ月前に甲に通告しなければならない。

（違約金）
第１９条　甲が、第１７条により、又は乙が前条第２項の通告なしに契約を解除したときは、乙は請負金額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲の指定する期限内に納付しなければならない。
２　前項の違約金は、損害賠償金の予定又は一部と解しないものとする。

（解除による物件の引取り）
第２０条　契約を解除した場合において、乙は貸与品、支給品その他甲の所有に属する物件があるときには、これを甲に返還し、又は原状に復するとともに、乙の所有物件は甲の定めた期間内に引き取らなければならない。
２　前項の場合において、乙が正当と認められる理由なしに前項の期間内に乙の所有物件を引き取らず、又は原状に復さないときは、甲は乙に代わってその物件を処分し、又は原状に復することができる。この場合において、乙は甲のとった措置について異議の申立てをすることができないとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

（損害賠償）
第２１条　乙は、この契約に定める義務に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
２　第１７条の規定に基づいて、甲がこの契約を解除したことにより甲に損害が生じたときは、前項の規定を準用する。

（違約金・賠償金の控除）
第２２条　乙が、この契約に基づく違約金又は賠償金を甲の指定する期間内に納付しないときは、甲がこの契約に基づき乙に支払うべき金額を控除し、なお不足を生ずるときはさらに追徴する。

（談合等の不正行為に係る解除）
第２３条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条若しくは同法第８条の２（同法第８条第１項第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る）の規定に

よる排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条第１８項若しくは第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二　乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の２第１３項又は第１６項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第２４条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第６６条第４項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第６６条第４項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　乙又は乙の代理人が刑法第９６条の３若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第２５条　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第２６条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第２７条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第２８条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）

第２９条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）

第３０条　甲は、第２６条、第２７条及び第２９条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

２　乙は、甲が第２６条、第２７条及び第２９条第２項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第３１条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（契約不適合責任）

第３２条　甲は引き渡された物品について、検査終了後に、種類、品質又は数量が契約の内容に適合しないこと（以下「不適合」という。）を発見したときは、乙に対し、納品後１年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補又は代替品の納入を求めることができる。民法（明治２９年法律第８９号）第５６２条第１項ただし書は、本契約には適用しない。

２　前項の期間内に乙が目的物の修補あるいは代替物の納入をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。

３　本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

（協議）

第３３条　甲乙間に問題又は疑義が生じた場合及びこの契約に定めない事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（裁判管轄）

第３４条　この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、双方記名捺印の上、各自１通を保有する。

令和８年　月　　日

甲　　大阪府茨木市彩都あさぎ７丁目６番８号
契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長　　中村　祐輔

乙

様式１

令和　　年　　月　　日

契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長　中村　祐輔　殿

名称
代表者氏名　　印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．委託する相手方の商号又は名称及び住所

２．委託する相手方の業務の範囲

３．委託を行う合理的理由

４．委託する相手方が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式２

令和　　年　　月　　日

契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長　中村　祐輔　殿

名称
代表者氏名　　印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

１．変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所

２．変更後の事業者の業務の範囲

３．変更する理由

４．変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力

５．契約金額

６．その他必要と認められる事項

様式３

令和　　年　　月　　日

契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長　中村　祐輔　殿

名称
代表者氏名　　印

履行体制図変更届出書

契約書第５条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）

２．変更の内容

３．変更後の体制図

別紙１

# 履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】
・各事業参加者の事業名及び住所
・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
・各事業参加者の行う業務の範囲
・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

| 事業名 | 住所 | 契約金額 | 業務の範囲 |
|---|---|---|---|
| A | 東京都〇〇区・・・ | 円 | |
| B | | | |

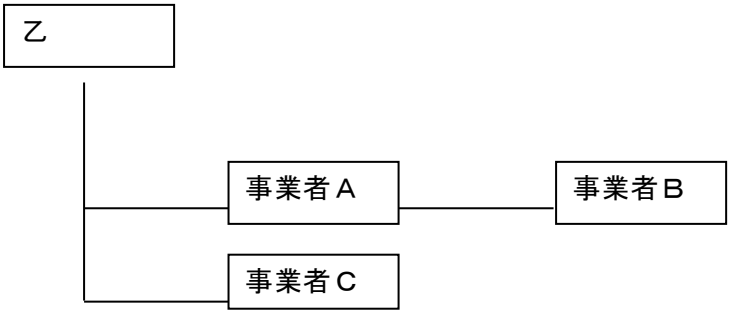

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１条　乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

２　乙は、この契約による業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たり、甲が乙に開示する次の各号のいずれかに該当する秘密情報の取扱いは情報セキュリティポリシーに準拠して適正に行わなければならない。

一　秘密である旨の表示がなされている資料に記録された情報(書類、電子データを格納した電子媒体等の有体物)

二　口頭又は視覚的方法により開示され、かつ、開示に際し秘密である旨明示され、開示後１４日以内に書面で相手方に対して通知された情報

３　次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まないものとする。

一　開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを文書で証明できる情報

二　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

三　開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報

四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報

五　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

（秘密の保持）

第２条　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

２　乙は、甲の秘密情報を本業務のみに使用し、本業務の遂行に直接携わる自己の構成員、従業員又は役員（以下「従業員等」という。）に対して開示できるものとする。この場合、乙は、従業員等に対し、本契約上の自己の義務を遵守させるものとする。

３　乙は、甲の秘密情報を事前の文書による承諾なしに第三者に開示してはならない。ただし、乙は、本業務の遂行のために必要な場合に限り、乙の最小範囲の従業員等に対して秘密情報を開示できるものとする。この場合、乙は、本契約において自らに課せられる秘密保持義務と同等の義務を同社に遵守させるものとする。

４　第２項の規定にかかわらず、乙が、管轄官庁又は法令の要請により相手方の秘密情報の開示を命じられた場合は、開示する範囲を可能な限り縮減する等、秘密情報の秘密性を維持するための合理的な措置を施し、甲へ事前に報告した上、当該秘密情報を関係当局に開示することができる。ただし、この開示により当該秘密情報の秘密性は喪失せず、乙は引き続き本契約に従って当該秘密情報を取り扱うものとする。

（収集の制限）

第３条　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、 目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければな

らない。

２　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第４条　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（評価結果の取扱い）

第５条　乙により本業務の結果得られた情報等（以下「評価結果」という。）は、甲に開示されるものとし、評価結果の取扱い等については甲乙別途協議の上、決定するものとする。乙は、甲の事前の文書による承諾なしに評価結果を第三者に開示又は譲渡してはならない。

（免責）

第６条　甲及び乙は、本契約に基づき相手方に開示する秘密情報の完全性、正確性、有用性等について保証するものではなく、秘密情報の使用に起因する損害又は特許権その他の権利の侵害に関しては、一切責任を負わない。

（権利不許諾）

第７条　本契約の締結又は本契約に基づく情報の開示によっては、相手方にいかなる特許その他の財産権に関する権利を与えるものではなく、また、当事者間で何らかの取引を開始することを確約するものではない。

（知的財産権）

第８条　乙は、甲から開示された秘密情報に基づいて、発明、考案、意匠、植物品種、データベースの著作物、プログラムの著作物、半導体集積回路の回路配置及びノウハウの創作が生じた場合には、乙は、直ちに甲に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について甲乙別途協議の上、決定するものとする。

（目的外利用・提供の禁止）

第９条　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第１０条　乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事務従事者への周知）

第１１条　乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以

外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の禁止）
第１２条　乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

（資料等の返還等）
第１３条　乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（秘密情報の返却・破棄）
第１４条　乙は、甲が保有する秘密情報に関し、当該相手方が返却若しくは破棄を要求した場合又は本契約が終了し、若しくは解約若しくは解除された場合は、直ちに相手方の秘密情報（複写及び複製したものを含む。）の全てを相手方の指示に従って返却又は破棄するものとする。

（損害賠償等）
第１５条　甲又は乙は、相手方が本契約に違反し自己が損害を被った場合には、相手方に対して当該損害の賠償を請求できる。

（調査）
第１６条　甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、 随時調査することができる。

（事故発生時における報告）
第１７条　乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、甲の指示に従うものとする。

（譲渡禁止）
第１８条　乙は、相手方の書面による同意なしに本契約の全部又は一部をいかなる者にも譲渡してはならない。

# 質　　疑　　書

契約担当役
　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
　　理事長　中村　祐輔　　殿

住　所

氏　名(社名)

件名：B-hCD40マウスを用いたMC38皮下担がんモデルにおける抗CD40抗体薬効評価試験業務一式

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

| 質　疑　事　項 |
| --- |
| |

質疑書については、**質疑の有無にかかわらず**、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

**提出期限：**令和８年１０月３０日（火）１７時００分
提出先ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：　総務部会計課契約係　keiyaku@nibn.go.jp

# ご担当者連絡先

件名：B-hCD40マウスを用いたMC38皮下担がんモデルにおける抗CD40抗体薬効評価試験業務一式

| | |
|---|---|
| 所属部署 | |
| 担当者名 | |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | |

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

**提出期限：**令和８年１０月３０日（火）１７時００分

提出先ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：総務部会計課契約係　keiyaku@nibn.go.jp

# 競争参加資格確認関係書類

１　厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写し

２　誓約書（２種類）

３　保険料納付に係る申立書

４　適合証明書

５　その他参考資料
　　会社履歴書等

● 提出部数　各１部

● 提出期限　令和８年１１月１７日（火）１７時００分まで

　なお、上記４については、令和８年１１月１０日（火）１７時００分まで

契約担当役
　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
　　理事長　中村　祐輔　　殿

# 誓　　約　　書

　弊社は、「B-hCD40 マウスを用いた MC38 皮下担がんモデルにおける抗 CD40 抗体薬効評価試験業務一式」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住　　所

商号又は名称

及び代表者氏名　　印

契約担当役
　国立研究開発法人医薬基盤･健康･栄養研究所
　　理事長　中村　祐輔　　殿

# 誓　約　書

　弊社は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
　また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者
（１）　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
（２）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
（３）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
（４）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
（５）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者
（１）　暴力的な要求行為を行う者
（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
（４）　偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
（５）　その他前各号に準ずる行為を行う者

住　　所

商号又は名称

及び代表者氏名　　印

（別紙様式）

# 保険料納付に係る申立書

当社は、直近２年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近２保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（住　所）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（名　称）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代表者）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長　中村　祐輔　　殿

件名：「B-hCD40マウスを用いたMC38皮下担がんモデルにおける抗CD40抗体薬効評価試験業務一式」

# 要件適合証明書

所在地
会社名
代表者名

仕様書、9．試験の受託要件の下記項目について要件を満たしているかどうかを記載すること。代理店が受託者となる場合は、解析担当業者が上記の要件を満たすことを記載すること。なお、回答に記載した内容を確認することができる資料を添付すること。

| 項目No. | 要件 | 回答 |
|---|---|---|
| (1) | ヒトCD40を発現する遺伝子改変マウスを安定的に供給し、当該マウスを用いたin vivo薬効評価試験を実施可能であること | |
| (2) | ヒトCD40遺伝子改変マウスを用いたMC38皮下担がんモデルにおいて、抗ヒトCD40アゴニスト抗体のin vivo薬効評価実績を有すること | |
| (3) | 本試験系における陽性対照として、Selicrelumab又は同等の抗ヒトCD40アゴニスト抗体を用いた評価実績を有し、陽性対照抗体を準備可能であること | |
| (4) | 予備試験及び本試験を同一の試験実施体制の下で一連の試験として実施し、予備試験結果を本試験の投与条件へ反映できること | |
| (5) | 予備試験の結果を踏まえて本試験を開始し、両試験の結果をまとめた英文最終試験報告書を提出できる体制を有すること | |

# 入　　札　　書

件名　B-hCD40 マウスを用いた MC38 皮下担がんモデルにおける抗 CD40 抗体薬効評価試験業務一式

金　　円也

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和　　年　　月　　日

（競争参加者）

住　　所

称号又は名称

代表者職氏名　　印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長　中村　祐輔　　殿

記載要領

# 入　　札　　書

1．入　札　件　名　　○○○○○○○○

2．入　札　金　額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札の条件・入札説明、契約書（案）を熟知し、仕様書に従って履行するものとし、頭書の金額を入札します。

令和　　年　　月　　日

（競争参加者）

住　所　　【記載要領】（2）及び（3）の「例」参照

氏　名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長　中村　祐輔　　殿

【 記 載 要 領 】

（1） 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

（2） 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

（競争参加者）

住　　所　　東京都○○○○○○○○

氏　　名　　株式会社　□□□□

代表取締役　△△　△△　　印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

（競争参加者）

住　　所　　東京都○○○○○○○○

氏　　名　　株式会社　□□□□

代表取締役　△△　△△

代理人

住　　所　　大阪市○○○○○○○○

氏　　名　　株式会社　□□□□　大阪支店

大阪支店長　△△　△△　　印

（３）　第２回目以降代理人（復代理人）が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人（復代理人）であることの表示並びに当該代理人（復代理人）の氏名を記入して押印すること。

「例１：契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」

（競争参加者）

住　　所　　大阪市○○○○○○○○

氏　　名　　株式会社　□□□□　大阪支店

代表取締役　△△　△△

代 理 人　　○○　○○　　印

「例２：契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」

（競争参加者）

住　　所　　東京都○○○○○○○○

氏　　名　　株式会社　□□□□

代表取締役　△△　△△

復代理人　　○○　○○　　印

（４）　記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。

（５）　落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記入すること。

（６）　工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

# 封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日　開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇　入札書在中

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長　中村　祐輔　殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

**御社代表者印（３ヶ所）**

（裏面）

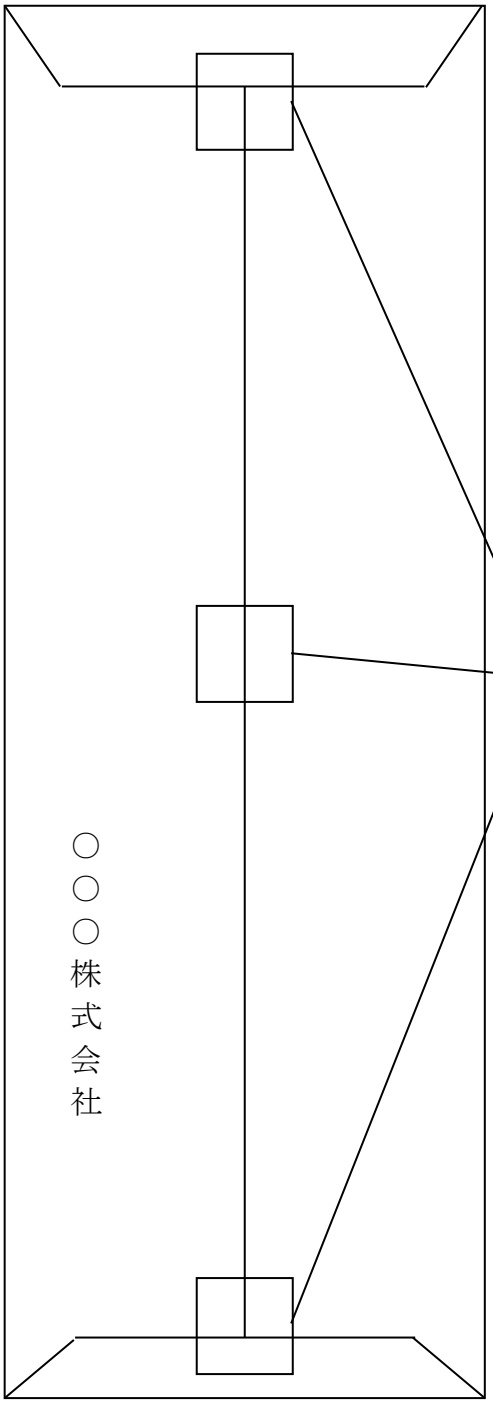

〇〇〇株式会社

# 入 札 辞 退 届

件名：B-hCD40マウスを用いたMC38皮下担がんモデルにおける抗CD40抗体薬効評価試験業務一式

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和　　年　　月　　日

契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長　中村　祐輔　　殿

入 札 者

住 所

氏 名(社 名)

# 委　　任　　状

私は、　　を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和８年１１月１９日開札　件名「B-hCD40 マウスを用いた MC38 皮下担がんモデルにおける抗 CD40 抗体薬効評価試験業務一式」の競争入札に関する一切の権限を委任いたします。

代　理　人

氏　　名　　印

令和　　年　　月　　日

委　任　者

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　印

契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長　中村　祐輔　　殿

# 年　間　委　任　状

私は、下記受任者を代理人と定め令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの間における　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所　との下記事項に関する権限を委任します。

記

１．見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関することを含む）
２．契約物件の納入及び取下げに関すること。
３．契約代金の請求及び受領に関すること。
４．復代理人を選任すること。
５．共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
　【工事契約以外の場合は除く】
（ただし、３については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和　　年　　月　　日

契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長　中村　祐輔　　殿

委任者
本社・本店所在地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

受任者
支店等所在地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

（事務連絡）

件名：B-hCD40マウスを用いたMC38皮下担がんモデルにおける抗CD40抗体薬効評価試験業務一式

# ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒５６７－００８５
大阪府茨木市あさぎ７丁目６番８号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所　総務部会計課契約係
提出先ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　keiyaku@nibn.go.jp

# 期限について

ご担当者連絡先・質疑書　：令和８年１０月３０日（火）１７時００分まで

適合証明書　：令和８年１１月１０日（火）１７時００分まで

競争参加資格確認関係書類：令和８年１１月１７日（火）１７時００分まで

入札書　：令和８年１１月１８日（水）１７時００分まで

開札日の日時　：令和８年１１月１９日（木）１０時００分

# 入札参加改善に向けたアンケート

| | |
|---|---|
| 案件名 | B-hCD40 マウスを用いた MC38 皮下担がんモデルにおける抗 CD40 抗体薬効評価試験業務一式 |
| 公告種別 | 一般競争入札 |
| すべての事業者様にお伺いいたします。<br>該当箇所に☑をお願いします。 | (質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか<br>☐ 1 特に問題はなかった<br>☐ 2 期間が短かかった<br>(具体的な必要期間: ) |
| 参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。<br>該当箇所に☑をお願いします。 | ☐ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。<br>☐ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。<br>☐ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。<br>(具体的業務: )<br>☐ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。<br>☐ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。<br>(厳しいと考えられた業務実績: )<br>☐ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。<br>☐ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。<br>☐ 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。<br>☐ 9 その他:自由記載<br>( ) |
| 補足<br>【すべての事業者様・自由回答】 | 仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。 |
| ご意見・ご要望<br>【すべての事業者様・自由回答】 | |
| 事業者名(任意) | |
| ご担当者(任意) | |
| ご連絡先(任意) | |

ご協力頂きましてありがとうございました。

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課